

実り豊かな生活文化都市

2024  
(令和6年)



# 広報 ちゅうおう

2

No.216

## 地域の安全を祈念して…

令和6年 中央市消防出初式



特集 税の申告はお早めに！

中央市消防出初式の様子(詳細21ページ)



# 税の申告はお早めに！



→問合せ 税務課 ☎274—8546 甲府税務署 ☎254—6105

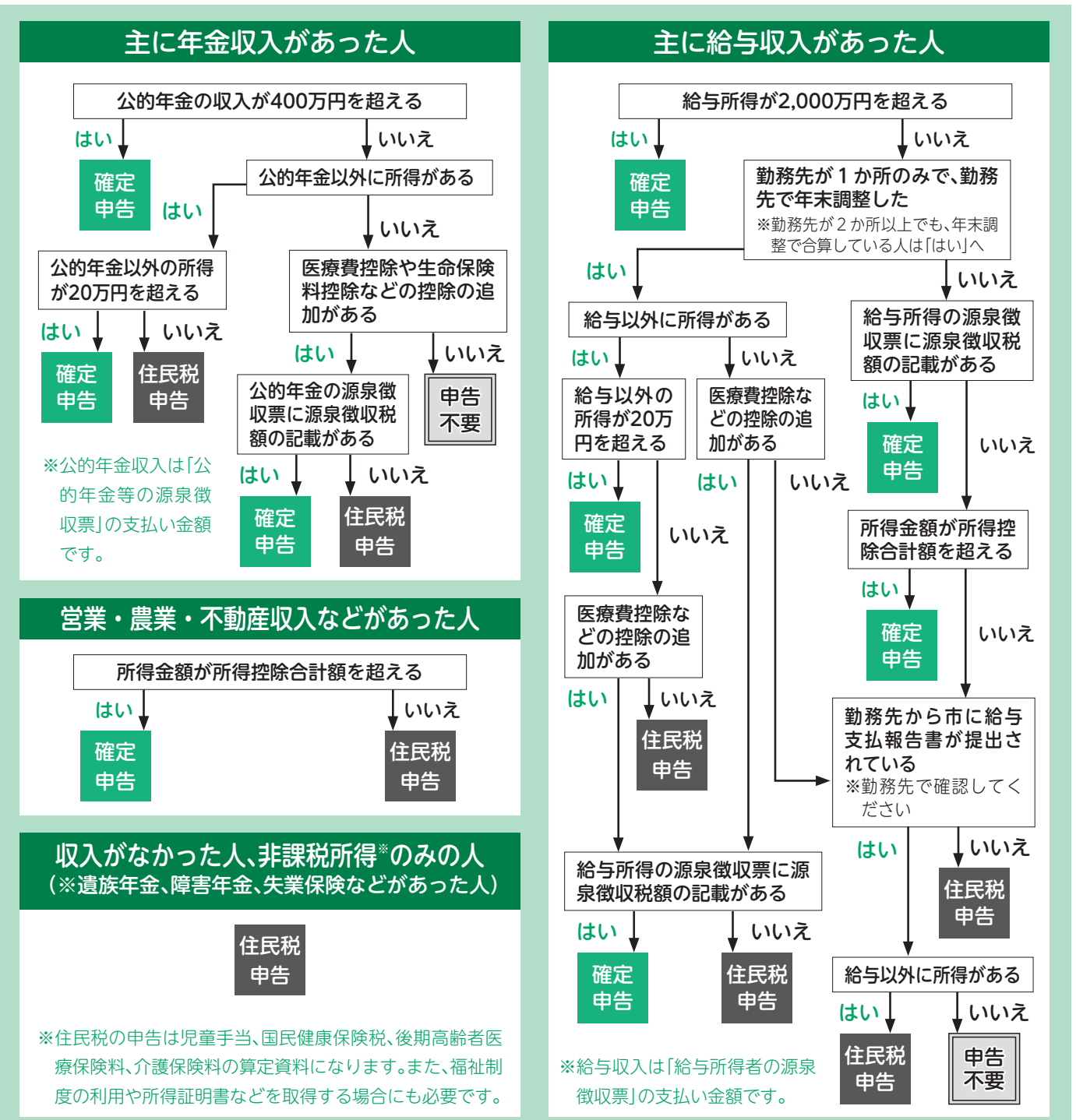
## ●「申告フローチャート」で、申告が必要か確認しましょう！

所得税（国に納める税金）を納付する場合や、払い過ぎの所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。所得税の納付や還付がない人は市県民税（中央市と山梨県に納付する税金のこと。以下「住民税」）の申告となります。

令和6年度（令和5年分）の申告について、下記のフローチャートで「申告が必要かどうか」「どのような申告が必要か」がわかります。令和5年中のみなさんの収入の種類別に確認してみてください。

※このフローチャートは一般的な事例です。不明な点は、お問い合わせください。

※令和6年度（令和5年分）の申告は、令和6年1月1日が基準日です。基準日に住所があった市区町村へ申告・相談をしてください。



確定  
申告

所得税の確定申告が必要な人

下記の方法で期限までに申告をしてください。

- ①パソコンやスマートフォンから「e-Tax」で電子申告
- ②自分で確定申告書を作成し、甲府税務署へ提出
- ③市の相談会場で申告(日程は4ページを参照)

確定申告は「e-Tax」による電子申告が便利です！

マイナンバーカードやスマートフォンを利用した「e-Tax」による確定申告が便利です。  
 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、確定申告書などの作成とe-Taxによる送信(提出)、印刷ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。

国税庁 確定申告書等作成コーナーはこちら

URL <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



▶「e-Tax」による申告方法

①マイナンバーカードを使って電子申告

「マイナポータル連携」を利用すると、控除証明書などのデータを一括取得し、申告書に自動入力することができます。

必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダー



マイナポータル連携については  
 こちら(国税庁ホームページ)



②IDとパスワードを取得して電子申告

マイナンバーカードをお持ちでない人は、IDとパスワードを取得して、「e-Tax」で送信することができます。

必要なもの

- ・ID、パスワード
- ・スマートフォンまたはパソコン



※「ID・パスワード」は、事前に税務署で取得する必要があります。取得方法などの詳細はお問い合わせください。

▶確定申告書の作成で困ったときは…

動画で見る確定申告(国税庁ホームページ)

申告の作成方法などを  
 動画を案内します



「税務職員ふたば(チャットボット)が質問に回答します！」



「税務職員ふたば」

国税庁税務相談  
 チャットボット



住民税  
申告

住民税申告が必要な人

市の相談会場へお越しいただくか、郵送で提出してください。収入がなかった人の申告は、玉穂・豊富支所でも受け付けします。

令和5年度の住民税申告をした人には、2月上旬に申告のお知らせ(緑の申告用紙)を送付します。収入の状況により、確定申告が必要な場合もありますので、ご注意ください。

**住民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料となります。また、福祉制度の利用や所得証明書などを取得する場合にも必要です。**



## ●中央市の申告相談日程

受付会場・時間 中央市役所南館 2階 206会議室

午前8時30分～午後3時30分(最終日は午前11時まで)

(開場は午前8時からです。また、**当日の混雑状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。**)

申告会場 中央市役所南館 2階 205会議室

※住民税申告は、申告相談期間中随時行っています。

受付日	対象者・対象自治会
2月13日(火)	住民税申告(※)、給与所得者または年金所得者のみの還付申告および年末調整申告
14日(水)	住民税申告(※)、給与所得者または年金所得者のみの還付申告および年末調整申告
15日(木)	鍛冶新居、山之神、新道、飛石、釜無、東
16日(金)	大田和、藤巻、山王第1、新町第1、新町第2
19日(月)	指定された日に申告会場に来られない人
20日(火)	今福、今福新田、臼井阿原第1、臼井阿原第2、山王第2
21日(水)	西花輪第1、西花輪第2、山王第3、宮北
22日(木)	リバーサイド第1、リバーサイド第3
23日(金・祝)	指定された日に申告会場に来られない人 <b>【休日開催日】</b>
26日(月)	リバーサイド第2、桜、清川
27日(火)	指定された日に申告会場に来られない人
28日(水)	布施第3、布施第4、布施第5
29日(木)	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3
3月1日(金)	久保、山宮、久保団地、中村、上手
4日(月)	関原、木原、水上、川東
5日(火)	浅利、高部、神明、山宮団地
6日(水)	指定された日に申告会場に来られない人
7日(木)	西新居、中楯、新城、井之口2
8日(金)	下三條1、下三條2、井之口1、町之田
11日(月)	若宮、下河東東、下河東下、下成島1、下成島2
12日(火)	極楽寺、高橋、上成島、一町畑、下河東西
13日(水)	上三條、乙黒、宿成島、新成島
14日(木)	以上の日程で申告会場に来られなかった人
15日(金)	※15日(金)は、午後の申告相談はありません。

- ・混雑を避けるため、できるだけご自身の自治会対象日にお越しください。ただし、ご都合が合わない場合は、別日にお越しください。
- ・来庁する際は、マスクの着用、手指消毒にご協力ください。
- ・体調不良や発熱の症状がある人は、受け付けができません。

## ●中央市の相談会場では受け付けができない申告

次に該当する人は、甲府税務署の申告会場、または税理士事務所などで申告をしてください。作成済みの確定申告書は、市の相談会場で預かり、甲府税務署に送付することができます。

- |                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| ①青色申告の人                             | ⑥過年分の確定申告    |
| ②株式の売却、先物取引(FXを含む)、仮想通貨による所得がある人(※) | ⑦外国に住む人の扶養控除 |
| ③土地、家屋などの売却による所得がある人(※)             | ⑧外国税額控除      |
| ④住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の初年度の人          | ⑨雑損控除がある人    |
| ⑤準確定申告(確定申告をしなければならない人が亡くなった場合)     | ⑩損失申告        |
|                                     | ⑪災害免除額の申告    |

(※)ただし、②③にかかる所得が20万円以下の場合、税務署で受け付けしない場合があります。その場合は、住民税申告をしてください。

## ●申告の持ち物

- ・「マイナンバーカード」または「番号確認書類と身元確認書類」
- ・ 昨年の申告書の控え
- ・ ボールペン(感染症防止対策のため、なるべく持参してください)
- ・ 税務署からの「案内はがき」、または市からの「市県民税等申告書」(郵送された人のみ)
- ・ 申告者名義の口座情報がわかるもの(還付になる人は必要)

詳細は国税庁ホームページ  
をご覧ください。

確定申告 持ち物



### 所得を確認するために必要なもの

給与所得、年金所得がある人	支払者が発行する源泉徴収票
営業、農業、不動産などの所得がある人	収入や経費の内訳を記入した収支内訳書 ※自書申告となります。領収書を集計し、必ず事前に収支内訳書を作成してください。
そのほかに所得がある人	所得額を証明するもの

### 控除を受けるために必要なもの

各種控除に必要な書類	生命保険料や地震保険料などの控除証明書、社会保険料の支払証明書、障害者手帳、寄附金受領書、医療費控除の明細書など
------------	--

## ●医療費控除について

医療費控除は、本人や生計を一にする家族のために支払った医療費をもとに所得税や住民税を減税するもので、支払った医療費が返ってくるものではありません。医療費控除の申告には明細書(下図)の添付が必要です。事前に明細書を作成してから来場してください。領収書は添付せず、自宅で5年間保存してください。

### ▶明細書の記入方法

1. 右図①に医療費通知の金額を記入(医療費通知がない人は記載不要)  
※医療費通知は加入している医療保険者が発行するものです。確定申告書に医療費通知の原本を添付します。
2. 右図②に医療費通知に記載がない領収書を集計して「受診者ごと」「病院、薬局ごと」に1年間の金額を記入  
※医療費控除の対象となるのは「実際に支払った医療費」から「生命保険や高額医療費などで補てんされた金額」を差し引いたものです。領収書の添付は必要ありません。

年分 医療費控除の明細書 [内訳書]

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所	氏名			
1 医療費通知に記載された事項				
医療費通知(※1)を添付する場合、右図の①～②を記入します。 ※医療費通知が発行する医療費の額を記載する欄で、②の15項目 が記載されたものを入力します。 (※1) 医療費通知が記載されている医療費の区分 (※2) 医療費通知に記載がない医療費の区分	① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ①のうち生命保険料や社会保険料などで補てんされた金額	
2 医療費(上記1以外)の明細		④ 医療費の区分	⑤ 支払った医療費の額	⑥ ④のうち生命保険料や社会保険料などで補てんされた金額
① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス	④ 支払った医療費の額	⑥ ④のうち生命保険料や社会保険料などで補てんされた金額

種類	診療月	発送時期
国民健康保険	令和5年1月～10月診療分	令和6年1月までに発送済み
	令和5年11月、12月診療分	令和6年2月末予定
後期高齢者医療保険	令和4年12月～令和5年11月診療分	令和6年1月末

※医療費通知に記載されていない期間は、領収書を集計して明細書に記載してください。

## ●太陽光発電による売電収入は申告が必要です

自宅の屋根などに設置しているソーラーパネルで発電した電力を売った収入は、所得税や市・県民税の対象となります。自宅の屋根などで発電した電力を売った場合は雑所得、お店やアパートの屋根などで発電した電力を売った場合は事業所得や不動産所得となり、それぞれ申告が必要です。

申告の際にはソーラーパネルを設置した年月日と費用、受け取った補助金の額、年間総発電量、電力を売って得た金額(売電収入額)が必要になります。

## ●上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税と住民税で異なる課税方式を選択できましたが、税制改正により、令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できなくなり、令和6年度以降の住民税も所得税と同じ課税方式で計算されます。これにより、**住民税上の配偶者控除や扶養控除の適用、非課税判定だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る可能性がありますのでご注意ください。**また、確定申告で課税方式を選択した場合、修正申告などにおいてその選択を変更することはできません。